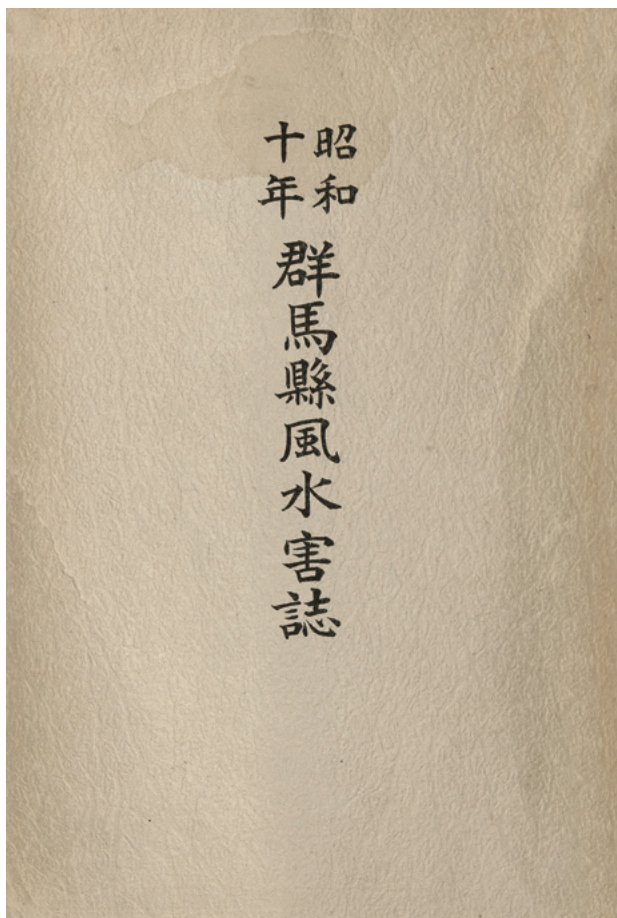


昭和十年 群馬縣風水害誌

復刊版



群馬地域文化振興会

昭
和
十
年
群
馬
縣
風
水
害
誌



堅忍
不拔

隋吉書



御沙汰書(寫)

群馬縣

今般管下暴風ノ爲被害尠カラザル趣 聞召サレ御救恤ノ
資トシテ

天皇

皇后兩陛下ヨリ金四千五百圓下賜アラセラル

昭和十年九月三十日

宮内大臣

告諭

群馬縣告諭第二號(人)

這回本縣ヲ襲ヒタル暴風雨ノ災害ハ深刻激甚ヲ極メ寔ニ未曾有ノ慘事タリ

畏クモ

天皇陛下

皇后陛下ニハ深く御軫念アラセラレ本日御救恤トシテ御内帑金御下賜ノ御沙汰ヲ賜フ聖恩ノ宏大御仁慈ノ無厓ナル洵ニ恐懼感激ニ堪ヘサル所ナリ

縣ハ災害直後臨時救護部ヲ設置シ專ラ罹災者救護ノ途ヲ
講スルノ外之カ復舊ニ關スル各般ノ施設ヲ爲スニ最善ノ
努力ヲ效セリ今茲ニ優渥ナル聖旨ヲ奉體シ將來愈々舉
縣一致協力罹災者ノ救濟ニ遺漏ナキヲ圖ルハ勿論罹災者
亦銳意自立復興ニ努メ相共ニ轉禍爲福ノ一大勇猛心ヲ振
起シテ百年ノ大計ヲ樹立シテ以テ鴻恩ノ萬一ニ報イ奉ラ
ンコトヲ期スヘシ

昭和十年九月三十日

群馬縣知事 君 島 清 吉

序

昭和十年九月二十五日本縣下を襲へる旋風豪雨は一朝にして許多の人命を奪ひ鉅萬の資財を滅盡して江山洶美の理想郷をして滿目蕭然の荒野と化せしめたりその被害の甚大なりしこと前古未曾有と稱せられ激甚地の慘狀は實に正視するに忍びざるものありたり。

此の慘狀に對し畏くも 皇室は御内帑金を下賜せられ厚く罹災民を御救恤あらせらる 聖恩鴻大無邊寔に恐懼感激の至りに堪へず政府當局亦多額の國帑を支出して復舊復興の費を補助せられ縣内の官公衙各團體有志者亦絶大の同情を寄せられ以て本縣の救護復興事業を援助せられたるは縣民一同の深く感謝する所なり。

災後茲に一年有半かけまくも畏きことながらこの至大なる 皇室の御仁恵と官民一致の努力と罹災者の發奮とに依り今や復舊復興の事業も次第に完成の期に近づきつつあるは誠に慶賀措く能はざる所なり若し夫れ完成の曉に至らば感銘更に新なるを覺ゆべし。

由來本縣は關東平野の西北部に位し自然の地形は雷雨の發生と洪水氾濫の誘因を形成す是を以て古來水禍を蒙るその數幾回なるを知らず中にも寛保二年明治四十三年及今次を甚しとなす然れば則

ち今にしてこれが災因を極め防災減禍の方策を講ぜずんば天の試練に堪へずとなし永久に風水魔の嗤笑する所とならん勿論自然の地形は人力の以て如何ともなす能はざる所なりと雖も方今文化の發達は相當に之を克服する必しも難事に非るべし本誌を編纂して將來の鑑戒に資せんとする意一に茲に存す。

不肖乏しきを本縣知事に承け終始災害事務を管掌し感懷殊に深し茲に上梓に際し聊所思を述べて序となす。

昭和十二年三月

群馬縣知事 君 島 清 吉

例 言

一、本誌は昭和十年九月二十五六日に互る本縣下風水害に關する記錄なり。

一、本誌の資料は本縣廳保存の風水害關係書類及本誌編纂に際し廳内各課其他關係各方面より提供せられたるものとす、今一々これを列舉せず、但しその特殊なるものは適宜その項下に記入せり。

一、本誌は紙面の許す限り可成詳細に記述する方針を執りたるも、而も各方面より提供の資料甚だ多く、爲めに或は要約し或は割愛したるもの少からず、而してこれ等資料の取捨選擇につき妥當を缺きたる點なきにしもあらざるべし、これ一に編者不明の致す所なり、この點資料提供者に對し偏に寛恕を乞ふ次第なり。

一、本誌記事重複繁簡一様ならざるものあるはこれ提出資料に重きを置きたるがためなりこれ亦切に諒承を乞ふ次第なり。

昭和十二年三月

群馬縣學務部社會課

昭和十年
群馬縣風水害誌

目次

第一章序	一
------	---

第二章氣象	四
-------	---

第一節總說	四
-------	---

第二節特說	五
-------	---

第一項縣內氣象概況	五
-----------	---

第二項雷雨の性質及其徑路	五
--------------	---

第三項旋風	七
-------	---

第四項山崩と山津浪	八
-----------	---

第五項雨量及河川の洪水位	八
--------------	---

第三章 被害状況……………三

第一節 被害總説……………三

一、被害種類別總覽

二、郡市別被害總覽

三、風水害損害價格圖表

四、道路橋梁建物の損害見積額表

第二節 被害各説……………二四

第一項 人事……………二四

一、郡市別死傷者數調查表

二、市町村別死傷者數調查表

第二項 建物家財等の被害……………二六

一、郡市別調查表

(1) 住家

(ロ) 非住家

(ハ) 家財等

二、町村別調査表

(イ) 住家
(ロ) 非住家

第三項 神社寺院の被害

一、神社被害調

二、寺院及堂宇被害調

第四項 學校建物被害

第五項 土 木

一、郡市別被害調査表

(イ) 道 路

(ロ) 橋 梁

(ハ) 河 川(縣維持)

(ニ) 河川及池沼湖(市町村維持)

(ホ) 其 の 他

二、町村別被害調査表

(イ) 道 路(町村道)

(ロ) 橋 梁(町村道)

(ハ) 河川及池沼湖(町村維持)

目 次

第六項 農用地	其他(町村)	其の	五
---------	--------	----	---

一、農用地被害總覽

(イ)	農用地被害程度別圖表	六
-----	------------	---

二、町村別被害調査表

第七項 農作物	七
---------	---

一、農作物被害總覽

二、郡市別農作物被害調査表

(イ)	水	八
-----	---	---

(ロ)	陸稻	九
-----	----	---

(ハ)	食用農作物	一〇
-----	-------	----

(ニ)	園藝農作物(蔬菜及花卉果實)	一一
-----	----------------	----

(ホ)	工藝農作物	一二
-----	-------	----

(ヘ)	桑(桑葉、桑樹の被害)	一三
-----	-------------	----

(ト)	其他	一四
-----	----	----

三、町村別被害調査表

(一)	農作物被害程度調査表	一五
-----	------------	----

(二)	農作物別被害調査表	一六
-----	-----------	----

(イ)	水	稻
(ロ)	陸	稻
(ハ)	食用農產物	
(ニ)	園藝農產物(蔬菜及花卉果實)	
(ホ)	工藝農產物	
(ヘ)	桑	
(ト)	其の他	

第八項	農用機械器具	一五二
-----	--------	-----

二、共有のもの

附農用機械器具被害調査表

第九項	養蠶	一五三
-----	----	-----

一、桑園關係

(一)	桑園
(二)	桑苗

二、養蠶關係

(一)	蠶兒
(二)	蠶室蠶具

(三) 繭

三、共同施設關係

(一) 稚蠶共同飼育所

(二) 蠶種共同催青所

(三) 屑繭乾燥場

附 (1) 蠶兒蠶具被害調査表

(口) 製絲被害調査表

(ハ) 桑苗被害調査表

第十項 林野

一、被害概況

二、林野被害概況

三、林業施設

四、林産

附林野被害調査表

第十一項 畜産

一、被害概説

二、牧野

三、畜舍

四、家畜、家禽	
五、飼料作物	
六、被害調査表	
(一) 郡市別畜産關係被害調	
(二) 町村別畜産關係被害調	
(三) 家畜家禽被害調	
第十二項 水産	一六六
一、被害概説	
二、河川漁業	
三、養魚業	
(一) 養魚池被害狀況	
(二) 養魚流失狀況	
(三) 水産被害調査表	
第十三項 工場	一〇一
一、被害工場	
二、工場別被害調	
第十四項 商工業者	一〇四
一、商工業者罹災狀況調	
第十五項 其他	一〇六
目次	七

第四章 救援救護

第一節 應急措置

第一項 縣に於ける措置

一、長官官邸の救護會議

二、指導員の派遣

三、食料品の送配

四、醫療班の派遣

五、應急土木工事

第二項 市町村に於ける應急措置

第二節 臨時救護部

第一項 臨時救護部の設置

第二項 臨時救護部規程及部員

第三節 皇室の御仁慈

第一項 御救恤金御下賜

一、御救恤金御下賜

一〇七

一〇七

一〇七

一一三

一一三

一一三

一一四

一二九

一二九

二、知事告諭

第二項 御下賜金頒賜	三三
------------	----

一、頒賜に付市町村長宛通牒

二、御下賜金頒賜式

三、市町村別拜受額

第四節 救護救済費の支出	三七
--------------	----

第一項 知事の専決處分	三六
-------------	----

第二項 縣參事會の議決	三八
-------------	----

第五節 罹災救助	四〇
----------	----

第一項 罹災救助に關する通牒	四〇
----------------	----

第二項 罹災救助金調	四一
------------	----

第六節 縣稅の猶豫並減免	四二
--------------	----

第一項 縣稅徵收猶豫	四二
------------	----

第二項 縣稅の減免除	四三
------------	----

第七節 義捐金品の募集	四六
-------------	----

第一項 募集計畫	二六八
第二項 募集狀況	二七二
第三項 義捐金の分配	二七七
一、義捐金の使途	
二、一般(指定以外)義捐金の分配	
三、指定義捐金(教育關係)の分配	
第四項 物品の分配	二九二
第八節 醫療救護と衛生施設	二九七
第一項 醫療救護	二九七
一、縣衛生班	
二、日本赤十字社群馬支部衛生班	
三、恩賜救療、恩賜濟生會 財團濟生會	
四、醫師會	
第二項 衛生施設	三〇四
一、清潔及消毒の實施	
二、傳染病豫防施設	
三、飲料水の検査	

第九節	健康保險課の救援	三〇八
第一項	保險給付	三〇八
第二項	保健施設	三〇九
第十節	商工業者の融資援助	三〇九
第十一節	警備及各警察署の救護	三一
第一項	警備	三一
第二項	各警察署の救護	三二
第十二節	各種團體の救援	三五
第一項	群馬縣大風水害善後會	三五
第二項	愛國婦人會群馬縣支部	三六
第三項	帝國在郷軍人分會並男女青年團	三七
第四項	公設消防組	三七
第五項	群馬縣教育會	三八
第六項	群馬縣社會事業協會	三八
第十三節	縣内及東京各新聞社	三九

第十四節 政府當局及各政黨員の災害地狀況視察	三九二
------------------------	-----

第五章 復舊復興計畫	三九三
------------	-----

第一節 臨時復興委員會	三九三
-------------	-----

第一項 臨時復興委員會の設置	三九三
----------------	-----

一、群馬縣臨時復興委員會規程	
----------------	--

二、群馬縣臨時復興委員	
-------------	--

三、群馬縣臨時復興委員會調查部員	
------------------	--

第二項 臨時復興委員會の活動	三九七
----------------	-----

一、復興對策答申	
----------	--

二、災害激甚市町村の復興計畫指導	
------------------	--

第二節 復舊復興事業計畫及豫算	四一五
-----------------	-----

第一項 復舊復興事業計畫	四一五
--------------	-----

第二項 復舊復興事業費の追加豫算	四一九
------------------	-----

一、土木關係追加豫算並起債	
---------------	--

二、農林關係追加豫算並縣債起債	
-----------------	--

三、當時の縣會議員及參與員

第三節 代表機關の陳情…………… 四三七

第一項 政府に對する陳情…………… 四三七

一、本縣の陳情及申請

二、縣會議員の陳情

三、群馬縣町村長會、群馬縣農會及縣會議員有志一行の陳情

四、群馬縣大風水害善後會役員の陳情

第二項 知事に對する陳情…………… 四三八

一、群馬縣知事宛救済陳情一覽表

二、陳 情 書

(一) 群馬縣町村長會の陳情書

(二) 碓氷郡三團體の陳情書

(三) 吾妻郡四團體の陳情書

第六章 功勞者表彰…………… 四五四

第一節 勅令警察賞與規則に據るもの…………… 四五四

第一項	警察官吏	四五四
第二項	人民	四五五
一、	人命救護	
二、	警戒防禦	
第二節	本縣知事の表彰に依るもの	四六二
第三節	感謝狀	四六四
第一項	團體	四六七
第二項	個人	四七四
第七章	災害餘録	四七九
第一節	災害美談	四七九
第二節	災害哀話	四八三
第三節	災害挿話	四八六
第四節	感想録	四八七
第五節	災害餘談	四九四